## 基準１－２　教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

### 分析項目１－２－６　管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）を実施していること

【分析の手順】

・ＳＤの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

※スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員（事務職員のみならず教員も含む。）を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。

※情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、ハラスメント防止研修、研究倫理研修、研究不正活動防止研修、安全保障貿易管理に関する研修、障害を理由とする差別の解消に関する研修の実施状況については、必ず確認する。

※大学が独自に実施する研修と、学外の団体が主催する合同研修の企画（例えば、国立大学協会の大学マネジメントセミナー、公立大学協会の公立大学職員セミナー）とを区別する。

※教員に対する研修であって、授業の内容及び方法の改善を図るための研修（ＦＤ）については、分析項目２－４－４において確認する。

・ＳＤの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式１－２－６）

| 取組 | 主催 | 実施内容・方法 | 対象者 | 参加者数 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | □役員  □教員  □事務職員 | 人 |
|  |  |  | □役員  □教員  □事務職員 | 人 |